2014.5

CSR トピックス ＜2014 No.2＞

CSR トピックスは、CSR（企業の社会的責任）およびこれに関連する「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」等の諸テーマについて、国内外の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2014 年 3、4 月に公開された国内の CSR 等に関する主な動向をご紹介します。

＜コーポレート・ガバナンス＞

○経済産業省が 2013 年度「なでしこ銘柄」を発表

（参考情報：2014 年 3 月 3 日付　同省 HP）

経済産業省は、東京証券取引所と共同で、女性活躍推進に優れた上場企業「なでしこ銘柄」を選定し、公表した。2012 年度に続く二度目の選定で、2013 年度の選定企業は、26 社*。また、二年連続で選定された企業は、東レ、旭硝子、住友金属鉱山、日産自動車、ニコン、東京急行電鉄、KDDI の 7 社（業種順）。

「なでしこ銘柄」は、東証一部上場企業の中から、「女性のキャリア支援」と「仕事と家庭の両立支援」の 2 つの視点における評価と「株主資本利益率（ROE）」をもとに選定される。

*「なでしこ銘柄」の制度内容詳細および選定企業一覧は、経済産業省 HP 参照
http://www.meti.go.jp/press/2013/03/20140303005/20140303005.html

＜情報セキュリティ＞

○総務省が「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を公表

（参考情報：2014 年 4 月 2 日付　同省 HP）

総務省は、2014 年 4 月 2 日、クラウドサービス提供事業者が留意すべき情報セキュリティ対策等をまとめた「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を公表した。

クラウドサービスを巡っては、元来単独のクラウド事業者がサービスを提供する形態が多かったが、サービス導入が本格化するにつれて、事業者同士が連携して新たなサービスを提供する形態も増加するなど、サービス提供形態が大きく変化している。このような環境変化に伴い、より安全・安心なクラウドサービスを提供することができるよう、本ガイドラインが制定された。

構成は以下の通り。

［本ガイドラインの目次］
第 I 部 序編
- ○目的
- ○ISO/IEC 27002:2013 及び他のガイドライン等との関係
- ○供給者関係のモデル
- ○クラウドサービス提供における利用者接点の実務の 5 つのポイント
- ○第 II 部の構成とクラウド事業者への適用方法
- ○用語及び定義

第 II 部 管理策の実装技術と利用者接点における実務
〇情報セキュリティのための組織
〇資産の管理
〇アクセス制御
〇暗号
〇運用のセキュリティ
〇通信のセキュリティ
〇供給者関係
〇情報セキュリティインシデント管理
〇事業継続マネジメントにおける情報セキュリティの側面
〇順守

＜情報セキュリティ＞

<u>〇警察庁が 2013 年中のサイバー犯罪検挙状況を公表</u>

（参考情報：2014 年 3 月 27 日付　同庁 HP）

警察庁は、2014 年 3 月 27 日、2013 年のサイバー犯罪の検挙件数を発表し、同検挙件数は前年比 10.6%（779 件）増の 8,113 件で、過去最高となっていることが明らかになった。

検挙状況の内訳は、「ネットワーク利用犯罪」が前年比 0.6%増の 6,655 件で過去最高となったほか、「不正アクセス禁止法違反」が前年比 80.5%増の 980 件、「コンピュータ・電磁的記録対象犯罪及び不正指令電磁的記録に関する罪」は前年比 168.5%増の 478 件だった。

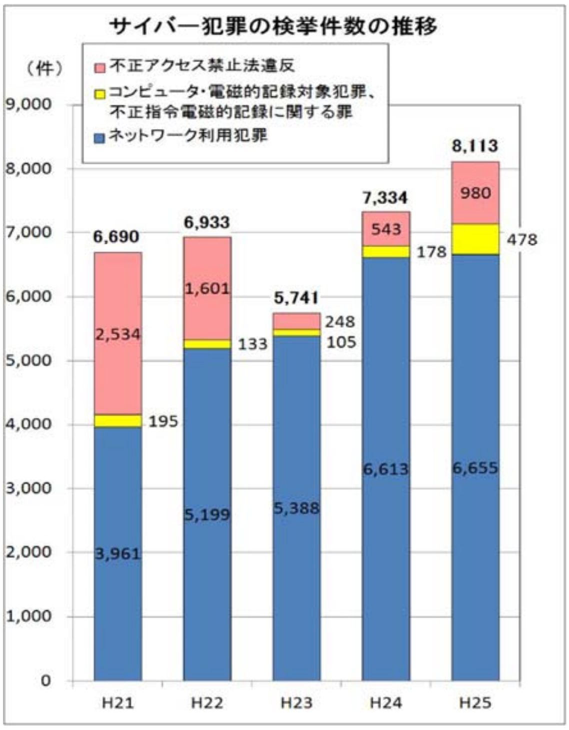

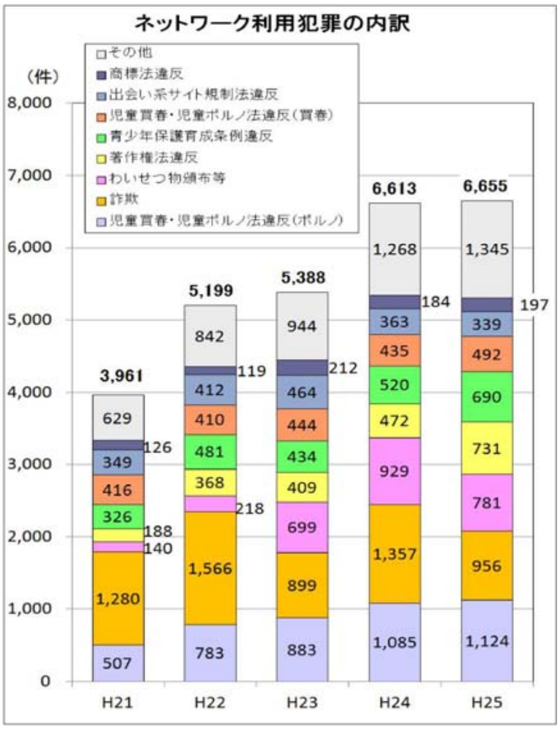

出典：警察庁「平成 25 年中のサイバー犯罪の検挙状況等について」

インターネットの利用者が急激に増加する中、それに伴ってサイバー犯罪が増加し、その手口も一層複雑・巧妙化、年々その深刻さを増している状況にあることから、警察庁は、新種のウイルスを検知する資機材等の活用等により、悪質・巧妙化するサイバー犯罪の取締を強化する予定。

＜労働安全衛生＞

<u>〇自民党が過労死等防止対策推進法案の骨格をまとめる</u>

（参考情報：2014 年 4 月 1 日付　朝日新聞他）

自民党は、2014 年 4 月 1 日、業務における過重な負荷による疾患を原因とする死亡（自殺による死亡を含む。）や当該負荷による重篤な疾患（過労死等）を防ぐため、過労死等防止対策推進法案（以下、法案）の骨格をまとめた。

本法案は、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることや、過労死等が本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等の防止に関し、国の責務を明らかにするもの。

本法案は、以下の内容を盛り込んでいる。

・過労死の実態や防止策の研究を国に促すこと
・自治体などに過労状態の人やその家族が利用できる相談窓口を設けること
・過労問題に取り組む民間団体を支援すること

なお、本法案は、事業主に対しては、国の対策に協力し、雇用する労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずる努力義務を課すにとどまり、罰則は設けていない。

＜知的財産権＞

<u>〇文部科学省が、電子書籍への出版権の設定を含む著作権法の一部を改正する法律案を国会に提出</u>

（参考情報：2014 年 3 月 14 日付　同省 HP、日本経済新聞）

文部科学省は、2014 年 3 月 14 日、紙の書籍だけに認めてきた出版権の対象を、電子書籍にも広げる著作権法改正案を国会に提出した。

現行法では、出版権を設定できるのは、「文書又は図画として出版（紙媒体による出版）することを引き受ける者」に限られている。改正案では、上記に加えて、

・記録媒体に記録された著作物の複製物により頒布すること（CD-ROM 等による出版）を引き受ける者
・記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行うこと（インターネット送信による電子出版）を引き受ける者

も含まれる。

また、電子書籍の海賊版の流通が判明した場合、著者など著作権者だけでなく、出版社側も差し止め請求訴訟を提起できるようにする。

本法案が可決されれば、2015 年 1 月 1 日施行予定。

海外トピックス：2014 年 3、4 月に公開された海外の CSR 等に関する主な動向をご紹介します。

＜労働慣行＞

〇国連グローバル・コンパクトが、女性の労働機会増加および職場環境改善に向けたイベントを開催

（参考情報：2014 年 3 月 6 日付　国連グローバル・コンパクト HP）

国連グローバル・コンパクト（以下、「国連 GC」）は、国際女性デーである 2014 年 3 月 6 日、第 6 回女性のエンパワーメント原則（WEPs）*の年次イベントを開催した。

同イベントでは、企業・政府・学校等から参加した 250 名のリーダー達が、自らの組織での女性のチャレンジ内容だけでなく、その方針やモデル、労働力におけるジェンダーの平等を確保するための方策について持ち寄った。ジェンダー平等とグローバルな雇用課題では、女性のための雇用機会の増加や強化、働きがいのある人間らしい仕事へのアクセスの拡大に関する企業戦略、経験、および課題に焦点をあてた。

WEPs は、UN ウィメンと国連 GC の共同の取組として、企業が職場、市場、地域社会において女性の地位を高め、女性をエンパワーメントするためのロードマップを提供する。

* 女性のエンパワーメント原則（WEPs）における 7 つの原則は以下の通り。

1. トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進
2. 機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃
3. 健康、安全、暴力の撤廃
4. 教育と研修
5. 事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動
6. 地域におけるリーダーシップと参画
7. 透明性、成果の測定、報告

＜公正な競争＞

〇米国司法省反トラスト局が 2014 年版の年次報告書を発表

（参考情報：2014 年 3 月 26 日付　同局 HP）

米国司法省反トラスト局は、2014 年 3 月 26 日、2014 年版の年次報告書を発表した。同報告書には、2013 年の民事上および刑事上の執行等がまとめられている。同局は、近年、世界各国の取締機関と協力し、積極的に域外適用を含む世界的な調査・摘発を実施しており、同局が企業に科した罰金の年間累計額は 2 年連続で計 10 億ドル以上となっている。

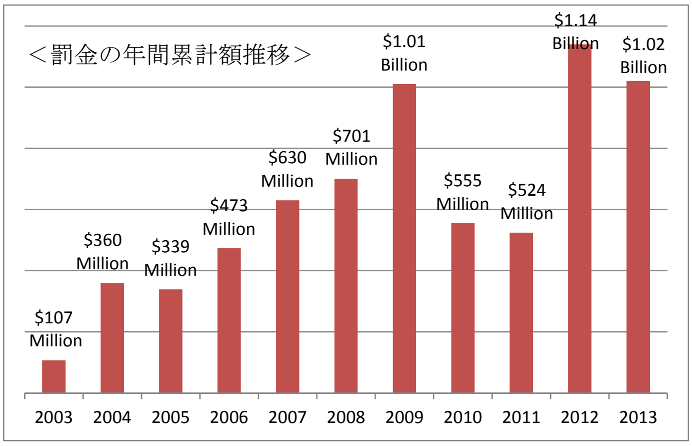

（米国反トラスト局　2014 年版年次報告書をもとにインターリスク総研作成）

＜健康＞

〇ノボノルディスクが、都市の糖尿病問題に取り組むプログラムを開始

（参考情報：2014 年 3 月 28 日付　CSRWire）

ノボノルディスク社は、2014 年 3 月 28 日、世界の大都市の糖尿病に取り組むために、具体的解決方法をロンドン大学ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン（UCL）と共同開発するプログラム「Cities Changing Diabetes－都市の糖尿病を変える」を始動することを発表した。同プログラムは、メキシコシティから開始し、北米、欧州、アジアの各都市へと拡大する予定。

現在、糖尿病患者のおよそ 3 分の 2 は都市に居住しており、都市生活は、糖尿病を加速させる主要因の 1 つといわれており、同社は今後、各種パートナーと協力し、政策立案者、保健当局、民間団体、ボランティア団体の支援を受けて、プログラムに参加する各都市のアクションプランを発表する。

＜環境＞

〇エコベールが、パーム油を使用しない洗剤液を使用することを発表

（参考情報：2014 年 4 月 2 日付　the guardian）

洗浄剤メーカーのエコベール社は、2014 年 4 月 2 日、パーム油*の使用量を削減するため、2014 年後半を目途に、藻類を原料とした洗剤液を導入することを発表した。同社は、これまでも RSPO** 認証のパーム油のみを使用していたが、使用量の増加に伴い環境負荷増大が見込まれることから、より温室効果ガスや CO^2 の排出量が少なく、食料生産地を荒らすことなく生産可能な藻類を利用する。

* パーム油は、アブラヤシの実から採取される。この原料のアブラヤシの実の栽培を巡っては、熱帯雨林の伐採による生態系の破壊等が国際的な問題となっている。

**RSPO は、持続可能なパーム油の生産と利用を促進するための円卓会議。

＜サプライチェーンマネジメント＞

〇世界の自動車メーカーが、持続可能性の高いサプライチェーンのガイドラインに合意

（参考情報：2014 年 3 月 26 日付　CSR Europe）

トヨタ自動車やゼネラルモーターズ等、14 の自動車メーカーが、サプライチェーンにおける持続可能性に関するガイドラインに合意したことを発表した。

本ガイドラインは、過去にトヨタ自動車やゼネラルモーターズ等の 5 つの自動車メーカーが全米自動車産業協会（AIAG*）と共に策定した基本原則を基に作成。サプライヤーに対し、企業倫理、環境、職場環境および人権を含む責任事項に関する基準を設けている。

（以下、本ガイドラインより、一部抜粋和訳）

- 企業倫理

  以下を含む、サプライチェーン全体での誠実で透明性の高い事業活動

  ・腐敗行為防止や独占禁止

  ・知的財産権の保護

- 環境

  以下に限らない、包括的な環境保護への取組実施

  ・エネルギーや水の消費量、温暖化ガスの削減

  ・再生可能エネルギー利用の増加

  ・従業員への周知徹底

➢ 職場環境および人権
- 児童労働や人身売買を含む強制労働を見過ごさない
- 適正な賃金と労働時間を遵守させる
- 従業員に対するハラスメントや差別を行わない

出典：http://www.acea.be/uploads/news_documents/CSR_Europe_Guiding_Principles.pdf

* AIAG は、北米最大級の自動車産業団体。ISO/TS16949 認証制度の運営元の 1 つ。米国ビッグスリーをはじめ、日系・欧州系の自動車メーカー及び部品メーカー、並びに材料メーカー、サービスプロバイダーがメンバーとして参画している。

Q&A：CSR 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。

Question

近年の株主代表訴訟、第三者訴訟の判例を踏まえ、企業として留意すべきことを教えてください。

Answer

近年の株主代表訴訟及び第三者訴訟では、リスク管理体制、コンプライアンス体制等の内部統制システムの構築・運用に関する取締役の責任を問う判決が多数出されています。

特に最近の判例で注目すべきものとして、グループ会社における不祥事への親会社取締役の対応が問われた福岡魚市場株主代表訴訟判決（福岡高裁 H24.4.13）があります。本件では、回収見込みがないにもかかわらず子会社への融資を行ったことによる損失に対し、「子会社に不良在庫が異常に多いなどの報告を受け、調査したのだから、不良在庫の発生に至る真の原因等を探求すべきであった」とし、親会社取締役の善管注意義務違反を認めました。

【福岡地裁 H23.1.26（被告敗訴）、福岡高裁 H24.4.13（被告敗訴）、最高裁 H26.1.30（上告棄却）】

親会社による完全子会社（以下、A 社という）に対する救済融資等の貸付が回収不能となり、18 億 8,000 万円の損害が発生したことについて、当時の親会社取締役で、A 社非常勤取締役も兼務していた 3 名に対して提起された株主代表訴訟である。A 社では「ダム取引」「グルグル回し取引」と呼ばれる取引で不良在庫を抱えて経営破綻に瀕しており、かかる子会社に対して貸付を行った経営判断の合理性が問われた事案。

＜判決のポイント＞
A 社への融資が回収不能となり多大な損失が出ることが認識できたにもかかわらず、A 社に貸付などの支援を行ったことは、親会社取締役の経営判断として合理性はなく、正当であったとは言い得ないことは明らかであるとして取締役側に 18 億 8,000 万円の損害賠償命令が下された。

また、近年、小規模会社における内部統制システムの不備について、取締役に対して責任追及がなされるケースが少なくありません。中でも多いのが、労災リスクに対して適切な措置を講じなかったことにより責任が認められるケースです（下記判例を参照。その他に大阪高裁 H19.1.18、京都地裁 H22.5.25 等がある）。これらの判例で共通するのは、規模の小さい会社であれば、取締役が同社の個々の従業員の労働時間及び勤務状況を把握できるはずであり、長時間労働又は過酷

な労働により労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する具体的義務まで負っているという考え方です。

【東京地裁 H18.4.26 判決（被告敗訴）】 大型貨物自動車の運転手が運送業務中、高速道路上で、前方不注意により走行中の車両に追突し、死亡。この事故の原因は、会社及び代表取締役らが安全配慮義務を果たさず、同運転手を超過勤務させたためであるとして、遺族が損害賠償を請求した事案。 ＜判決のポイント＞ 代表取締役は、従業員であるトラック運転手が時間外労働を行っていることを熟知しており、また、従業員 100 人ほどであれば、代表取締役は従業員であるトラック運転手の運行管理を適正化し、その健康に配慮すべきであるにもかかわらず怠った過失があるとして会社法 429 条 1 項（当時は商法 266 条の 3）で定める役員等の第三者に対する損害賠償責任を認めた。

グループ経営を行っている企業の取締役には、グループ会社において重大事件・事故につながりかねない事象の発生を認識した場合、迅速に親会社に共有する仕組みを講じるとともに、是正に向けた指導・支援を積極的に行うことが求められています。今後、このような取組が十分になされないまま損害が発生すれば、グループ内部統制に関する親会社取締役への責任追及がなされるケースも出てくると考えられます。

また、規模の小さい会社であれば、大会社と比べ、自社の隅々まで取締役の目が行き届くことが可能であるという前提に立ち、あらゆるリスクを把握し、しかるべき対策を講じていくことが要求されているといえます。

取締役においては、会社役員賠償責任（D&O）リスク低減に向けて、会社の事業の規模・特性や各種リスクの状況等を踏まえ、実効性と効率性を備えた内部統制システムを早期に確立すると同時に、時代とともに変化する要求レベルを踏まえ、常に最適な状態を追求し続けることが重要であるといえます。

Question

アルジェリアにおけるテロ事件から 1 年以上経過しましたが、事件以降の日本企業の海外危機管理に関する動向と基本的な取組の概要を教えてください。

Answer

2013 年 1 月にアルジェリアにおいて発生したテロ事件は、日本企業を含む複数の企業が巻き込まれ、多くの尊い命が失われました。当該地域だけでなく、海外に進出している、または進出を検討している企業の多くが、約一年の間に海外危機管理の強化に取り組んでいます。

<u>アルジェリアにおけるテロ事件</u>

本事件は、2013 年 1 月 16 日にアルジェリアのイナメナス付近の天然ガス精製プラントをイスラム系武装集団が襲撃したものでした。当該襲撃によりプラント建設に携わっていた関係者が拘束され、日本人 10 名を含む外国人 39 名、アルジェリア人 1 名が犠牲となりました。犠牲となった日本企業は、アルジェリアの他にも世界のさまざまな地域においてビジネスを展開しており、海外危機管理に関しては先進的な取組をしていると考えられていた企業であっただけに、本事件は海外に進出している多くの企業の危機管理の在り方に影響を及ぼしました。本事件を契機とし

て、テロリスクのある地域へ進出している企業はもちろんのこと、そうでない企業においても、海外危機管理体制の見直し・強化に動き始めました。

日本企業の動向

この１年あまりの間は、海外危機管理体制整備を優先課題に掲げ、スピード感を持って取り組んできた企業が目立ちました。本社だけではなく海外拠点も巻き込み、グループ全体の優先課題として実施している企業も少なくありません。

何から取り組んでいけばいいのか判然としないとの悩みを抱える企業は、まずは自社の現状評価により、課題を把握することから始めています。危機発生時の報告ルールなど、海外危機管理に関する基本的なルールが未整備の企業は、それらのルールの策定から着手しています。

一方で、すでに危機管理規程等で危機管理に関する基本ルールを定めている企業であっても、現状の見直し・改善を行っています。また、自社およびグループの進出先において想定される個別リスクの対策強化を進めている企業も増えています。

今後日本企業に求められる取組

海外危機管理体制強化に向けた基本的な工程は、企業の規模の大小や進出先によって本質的に異なるわけではありません。

自社体制の強み・弱みを把握した上で、基本的なルールの整備・個別リスク対策への落とし込みを行うことが必要です。また、これらのルール・対策等を役職員に十分理解させた上で、トレーニングによってその実効性を検証することが有益です（下表参照）。

＜海外危機管理体制整備に向けた取組のステップ＞

	取組事項	内容（例）
STEP1	グランドデザインの策定	□現状評価 □取組計画の立案
STEP2	体制整備	□危機発生時の基本ルール・基準の整備 ・危機の報告ルール →報告すべき危機の種類や報告基準を設け、網羅的に把握できる体制とする。 ・危機レベルに応じた対応体制・対応基本手順 ・渡航可否・退避基準 →現地においても適時適切な判断ができる体制とする。 等 □情報収集のためのネットワークの構築 □社外の支援ネットワークの構築 □危機管理広報対応体制の構築
STEP3	個別リスク対策の検討	□リスクプロファイルの策定 □ハザードマップの策定 □リスクの評価・分析の実施 □現地事務所等のセキュリティ強化 □その他、リスクに応じた対策の実施 →拠点別緊急時対応計画の策定、備蓄品等の配備、社外専門会社の活用等
STEP4	周知徹底	□啓発セミナー・研修の実施 □危機管理シミュレーショントレーニングの実施

ただし、上記を一通り実践して海外危機管理体制整備を完了とするのではなく、継続的に見直しを行い、改善していくことが肝要です。

また、自社およびグループを取り巻く海外のリスクに対処していくためには、有事に備えた海外危機管理体制の強化と同様に、平時からリスクの影響度・発生可能性を低減させるための海外リスク管理の取組の実践が重要です。

以　上

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS＆AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
CSR・内部統制に関しても、以下のようなコンサルティング・セミナー等を実施しております。
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合せ先
㈱インターリスク総研　事業リスクマネジメント部（CSR・法務グループ）
TEL.03-5296-8912　　http://www.irric.co.jp/

＜CSRコンサルティングメニュー＞
①経営トップにCSRの本質を理解してほしい。
⇒経営者向けCSR研修
②目指すべきCSR像を定めたい。
⇒グランドデザイン策定コンサルティング
③迅速かつ確実な手順・ペースで活動を進めたい。
⇒CSRマネジメントシステム構築コンサルティング
④まず行動憲章・規範を作りたい。
⇒経営理念、行動憲章・規範、綱領、ガイドブックの策定コンサルティング
⑤ステークホルダーとのコミュニケーションを促進したい。
⇒ステークホルダー・ミーティングの企画・運営支援
⑥全員参加で進めたい。
⇒教育プログラム策定コンサルティング
CSR社内研修用ビデオの製作

＜内部統制コンサルティングメニュー＞
①役員・従業員に周知徹底させたい。
⇒内部統制セミナー
②「リスクの評価と対応」を実践したい。
⇒総合リスクマネジメント・コンサルティング
危機管理体制構築コンサルティング
③「法令遵守」の体制・対策を整備したい。
⇒コンプライアンス体制構築コンサルティング
④自社固有の「統制環境」を整備したい。
⇒企業行動憲章・役職員行動規範策定コンサルティング
CSRコンサルティング
⑤「内部統制に関する基本方針」を具体的に展開したい。
⇒内部統制・CSRグランドデザイン・アクションプラン策定コンサルティング

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2014